

身体拘束廃止に関する基本的な考え方

もりのおとでは 利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体的拘束などあらゆる拘束を正当化しない。スタッフ一人一人が身体的精神的弊害を理解し、身体拘束をしない意識をもちケアを行い、利用者が安心して地域で暮らすことができるよう支援を行う。

身体拘束は障害者虐待にあたることを理解し、身体的拘束を行わないための取りくみを実施・継続していくために本指針を定める

身体拘束とは

障害者虐待防止法にて虐待は禁止されています。同法第 2 条第 7 項第 1 号により「障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」と定義され正当な理由ない身体拘束は虐待にあたるとしています。

具体例

- ① 自分の意思で開けることができない居室などに隔離する
- ② ヘルパーが自分の体で利用者をおさえて行動を制限する

身体的拘束適正化委員会の設置

身体拘束適正化委員会を 年 2 回以上開催する

身体的拘束にあたる行為がある場合、必要におうじて随時開催する

身体的拘束適正化委員会は上記結果の集計・分析を行い法人代表者および管理者に報告する

研修の実施

身体的拘束の適正化研修について、正しい知識の習得にむけて、身体的拘束ゼロに向けた取り組みを実施していくことを目的に、年に 2 回以上の研修を実施する

緊急時などやむを得ない場合の例外三原則について

利用者それぞれの心身状況により、疾病障害を理解した上で身体拘束は行わないが、以下の状況にある場合は、**生命及び身体を危険から守るために、必要最低限の身体的拘束を行う**ことがある。

切迫性 利用者または周囲の人などの生命、身体が危険にさらされる可能性が著しく高い

非代替性 身体拘束そのほか、行動制限を行う以外に代替するケア方法がない

一時性 身体拘束そのほかの行動制限が一時的なもの

身体的拘束の発生に関する手続き

身体的拘束の実施については 上記 3 つの要件を満たし、さらにそれら要件の確認などの手続きが、極めて慎重に実施された場合である

「緊急やむをえない場合」の判断については、緊急性の状況が許す限り管理者などの合意を得て行い、委員会の承認などを得る。

利用者および家族には、身体的拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、実施する期間を十分に説明し理解を得るように努める

身体的拘束の実施について、その経過観察および記録をとる。

行政への相談・報告をおこなう

身体的拘束に関する考え方

身体的拘束は、利用者の生活の自由を制限するものです。もりのおとでは、利用者の尊厳と主体性を尊重し、拘束を正当化せず、スタッフそれぞれがその行為の弊害を理解し、拘束を行わない意識をもち、身体拘束を不要とする支援を行います。そのため、日ごろから次のことを大切にされた支援を行います

- ① 利用者中心支援を行い、尊厳のある生活を大切にする
- ② 言葉や応対などで利用者の精神的自由を妨げないようにする
- ③ 利用者の思いに気づき、意向に沿ったサービス提供を行う
- ④ 安易にやむをえないとして 拘束に準ずる行為を行っていないか、定期的に検討する

身体拘束廃止および適正化にむけた組織体制

① 身体拘束適正化委員会の設置

もりのおとでは 委員会を設置します

設置目的 事業所内での現状把握、改善

やむを得ない場合の検討、手続き

身体拘束実施時の解除の判断検討

身体拘束廃止についての職員全体への指導

身体拘束適正化検討委員会の開催

年1回以上 必要に応じてその都度、

緊急時は担当職員より管理者に報告し緊急性を勘案し即時検討する

② 身体拘束適正化のための職員研修

もりのおとでは、職員に対し定期的に研修を実施し実施内容は開催の都度記録する

③ やむをえず身体拘束を行う場合の報告等の方法

以下の手順にそっておこなう

カンファレンスを開催

本人家族に対して説明し同意を得る 身体拘束の内容、理由、時間、場所

記録と再検討 記録は5年間保管します

身体拘束の解除

身体および生命の危機がなくなるなど、継続が不要になったとき速やかに解除する

指針閲覧について

この指針は求めに応じていつでも法人内で閲覧できるようにするとともに、当法人のHPでも公表し、いつでも利用者および家族が閲覧できるようにします

本指針は 令和5年4月から施行します